

# (仮称)鎌倉地域の漁港にかかるワークショップ

## 第1回ワークショップ会議録

日時：平成23年9月17日（土） 10：00～12：00

場所：鎌倉市役所 第4分庁舎 811会議室

参加者：公募市民：16名 関係団体：16名 計：32名 傍聴者：23名

ファシリテータ：齋藤 潮氏

（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）

ファシリテータ補佐：橋本政子氏

（東京工業大学大学院社会理工学研究科齋藤潮研究室）

事務局：鎌倉市市民経済部産業振興課

花上課長、加藤課長補佐、渡邊係長、根本事務職員

(財)漁港漁場漁村技術研究所

大塚職員、田島職員、早川職員

東京工業大学大学院社会理工学研究科 笠原知子助教

東京工業大学大学院社会理工学研究科 齋藤潮研究室院生5名

### プログラム

#### 第1部

- ① 主催者挨拶
- ② ファシリテータ・事務局紹介
- ③ これまでの経緯説明

#### 第2部

- ④ ワークショップ（第2部）の趣旨説明
- ⑤ 意見の洗い出し -KJ法による項目整理-
- ⑥ 意見交換

#### 終わりに

- ⑦ 次回開催予定

### 配布資料

#### 第1回ワークショップ次第

資料-1：鎌倉地域の海の現況と漁港建設に係る過去の経緯について

資料-2：(仮称)鎌倉地域の漁港にかかるワークショップとは？

資料-3：鎌倉地域の漁業施設概要

## 第1部

### ① 主催者あいさつ

事務局：（産業振興課 花上課長）

このワークショップ（以下「WS」という。）は「鎌倉地域の漁港」について、市民の皆様で話し合い、考えていただく場として、本日、第1回目を開催するものです。開催に至った経緯は、平成23年3月に、第3次鎌倉漁港対策協議会から「鎌倉地域の漁港建設について」市長に答申書の提出がありました。この協議会は、前市長からの諮問を受け協議を開始しましたが、途中、現在の市長である松尾市長に代わったため、答申書は松尾市長が受け取ったものです。松尾市長は、答申は尊重する、とした上で、この答申とは別に、市民の皆様が集まっていただき、「鎌倉地域の漁港」について、意見を出し合い、話し合ってもらいたい、との考えがありましたので、本日の開催に至ったわけです。

次に、WSの参加者の構成です。WSは、公募により募集した市民の方20名と、市が参加を依頼した関係団体の方20名の計40名です。本日は、公募市民の方1名が辞退されたのと、関係団体の1団体からご返事をいただいていませんので構成メンバーは38名です。なお、本日の出席者は公募により募集した市民の方16名、関係団体の方16名の計32名です。関係団体の構成は、近隣の自治町内会が5団体、坂ノ下海岸付近の集合住宅管理組合が2団体、鎌倉パークホテルなどの事業者が3団体、海洋レクリエーション団体が4団体、鎌倉漁業協同組合となっています。以上が、経緯等の説明です。

WSは、様々なテーマについて、課題やそれに対する解決策を、話し合っている場ですが、もう一つ、このWSは、漁業者と市民の方が対話できる場でもありますので、普段、知る機会の少ない方は、鎌倉地域の漁業についてお聞きいただけたらと考えています。

### ② ファシリテータ・事務局紹介

事務局からファシリテータ（以下「F T」という。）及び事務局職員の紹介を行ったのち、F Tから挨拶がありました。

挨拶要旨

F T：WSは、皆さんの意見が違うことが前提です。相互の意見の違いを確認することから開始することになります。誰かの意見が正しいとか、間違っているとではなく、相手の立場で考えることが重要です。意見は少数・多数に拘わらず対等に扱います。相反する立場の方に対して、不利益面をどう少なくできるかについて考えることもWSの大切な役割です。WSでの意見を市がそのまま採用するものではありません。ただし、市にはどんな理由で何を採択するのかをWS参加者に報告する義務があります。今日は、皆さんの意見を聞くこととなりますが、意見は紙（付箋）に書いていただきます。書く内容は自分の意見でも他人の代弁でも何でも構わないこととします。今日、出された意見は集

約・分類して論点を絞り込み、今後は、その論点について議論していきたいと思ひます。ただし、出された意見は無視されることはありません。

③ これまでの経緯説明

これまでの鎌倉地域の漁港にかかる経緯について、事務局の産業振興課加藤課長補佐から配布資料の「資料-1：鎌倉地域の海の現況と漁港建設に係る過去の経緯について」により以下のとおり説明を行いました。

事務局：鎌倉市産業振興課の加藤です。私から「これまでの経緯説明」について説明をさせていただきます。近隣にお住いの方で、鎌倉海岸の状況や漁港問題について詳しい方もいらっしゃるかと思ひます。今回のワークショップには市内から様々な方々にご参加いただいておりますので、具体的な意見交換をしていただく前に皆さんに情報を共有していただく目的で、鎌倉地区の現況などの説明と、鎌倉地域の漁港建設に係る、これまで鎌倉市が取り組んでまいりました内容について、簡単に説明をさせていただきたいと思ひます。事前に配布させていただきました「資料-1」をご覧ください。「資料-1」では1ページから3ページまでに、現在、鎌倉地域で漁業が行われております坂ノ下地区から材木座・飯島地区にかけての海岸の特徴、利用状況、そして漁業活動についてまず記載をさせていただいております。そして4ページ以降には、鎌倉地域の漁港建設に係る、これまで市が取り組んでまいりました内容について記載しております。それでは、まず1ページをご覧ください。「1 鎌倉地域の海岸」については、自然環境、海岸での多様な活動、歴史景観、海岸護岸の4項目に整理しました。まず、「1) 自然景観」ですが、鎌倉市の海岸線の延長は全体で約7キロメートルあります。そのうち鎌倉地域の坂ノ下から由比ヶ浜、材木座の海岸にかけては約2.1キロメートルに及ぶ砂浜で、沖は相模湾に面しています。次に「2) 海岸での多様な活動」ですが、詳しくは、2ページ、3ページで説明いたしますが、鎌倉海岸は、皆さんもご存じのとおり、サーフィンをはじめウィンドサーフィンなどの海洋レクリエーションが、とても盛んな地域です。地元の方はもちろん、市外からも多くの愛好者の方がマリンスポーツを楽しむ人気のスポットとなっています。鎌倉地域の漁業も、同じ砂浜と海で、古くから漁業が営まれています。他の地域ではマリンスポーツと漁業が錯綜する場合には、よくトラブルになるそうですが、この鎌倉海岸は、漁業とマリンスポーツが同じフィールドにありながら、双方の努力もあり、理解し、また譲り合いながら、共存している海岸となっています。次に「3) 歴史景観」ですが、鎌倉市では、世界遺産登録に向け、準備を進めています。現在は、富士山とともに国内の推薦候補地に内定しております。鎌倉海岸の東端、飯島地区の沖には、現存する日本最古の築港後である国指定史跡の「和賀江嶋」があります。これも世界遺産登録の候補遺産の一つになりますが、引き潮の時の磯遊びや、自然観察の場として地域に親しまれています。次に「4) 海岸護岸」ですが、鎌倉海岸の砂

浜の直背後には、国道 134 号が通っていますが、道路の海側は、高い石積みの護岸となっています。材木座海岸へのアクセスは、数か所に設けられた階段と道路下の通路（隧道）に限定されています。坂ノ下海岸では、護岸の高さがさらに低くなり、浜小屋も設置されていることから、歩道から浜を見通せなくなる区域があります。右の写真をご覧ください。写真の左上は、材木座海岸から坂ノ下、稲村ヶ崎方面を撮影したものです。その右の写真は和賀江嶋に係留している鎌倉漁業協同組合所属のシラス船曳漁船です。中断の左側は材木座海岸付近の石積み護岸の様子です。その右の写真は坂ノ下の歩道から海側を撮った写真ですが、護岸の高さが低いため、歩道からは、浜小屋で隠れてしまうため海が見えない区間があります。下の段の左側の写真は材木座から由比ヶ浜側に移動した場所ですが、護岸の高さが低くなることから、防砂ネットが設置されています。その下の写真は、坂ノ下海岸の砂浜の先にあります、鎌倉海浜公園坂ノ下地区の公園です。また、この付近から直立の道路護岸が稲村ヶ崎方面に続いているのですが、この歩道からも海の眺望を楽しむことができます。それでは、2 ページをご覧ください。「2. 海岸の利用状況」ということで、海水浴、サーフィン、ウィンドサーフィン、パドルボーディング、そして海岸散策・自然観察の 5 項目に整理しました。「1) 海水浴」については、鎌倉海岸には由比ヶ浜と材木座に毎年海水浴場が 7 月から 8 月までの 2 か月間、開設されています。今年、由比ヶ浜海水浴場と材木座海水浴場には約 86 万人の海水浴客が訪れましたが、台風の影響や、鎌倉花火大会が中止となったことから、昨年と比べると若干、減少しています。なお、海水浴利用は午前 9 時から午後 5 時までで、この時間帯のサーフィンなどの利用は制限されています。次の、「2) サーフィン」と「3) ウィンドサーフィン」については、本日の参加者の中にも愛好者の方がいらっしゃると思います。これは説明するまでもなく、鎌倉・湘南を代表する海洋レクリエーションですが、鎌倉海岸は、初心者から上級者までが集うサーフィンやウィンドサーフィンの盛んな海岸となっています。つづいて、「4) パドルボーディング」ですが、ここでお詫びですが、資料に誤りがありました。まず名称ですが、正しくはスタンドアップパドルボーディングで登録商標されています。また、下の 2 行に「古くはワイキキの若者たちがロングボードをオール（パドル）で漕ぐ乗り方（Stand-Up Paddle surfing）を始めたことから生まれた。」とあり、Stand-Up Paddle Boarding®（PADOBO®）のルーツのような表現となっていますが、これも誤りでした。Stand-Up Paddle Boarding®（PADOBO®）は、鎌倉が発祥の新しい水上レジャーで、サーフボードの上に立ってパドルを漕いで進むもので、近年その人気が高まっています。つづいて、「5) 海岸散策・自然観察」ですが、由比ヶ浜、材木座海岸は、海水浴シーズン以外でも、年間を通じて多くの観光客が、散策に訪れています。もちろん、地元の市民にとっても日常の散歩コースとして親しまれています。鎌倉海岸は砂浜を基調としています。海岸としては比較的単調な生態系ですが、和

賀江嶋などの一部では干潮時に磯が出現し、多様な生態系を観察することができ、小・中学校の児童、生徒や市民団体などが、自然観察を行っています。右の写真をご覧ください。写真の上段の左側は材木座海水浴場の様子です。その下の写真は、同じく材木座海岸でのウィンドサーフィンの様子です。その右が、サーフボードの上に立ってパドルを漕いで進む Stand-Up Paddle Boarding® (PADOB®) の写真です。次に、鎌倉地域の漁業について説明させていただきます。それでは、ここで、資料-3をご覧ください。事前にお送りいたしました資料では、鎌倉海岸全体を俯瞰する資料がなかったため、本日追加配布させていただきました。鎌倉漁業協同組合は大きく分けて坂ノ下地区、材木座地区、そして飯島地区が漁業活動の拠点となっておりますが、この資料は、鎌倉海岸で、漁業施設が、どのように配置されているかを掲載したものです。それでは、資料-1にもどります。3 ページをご覧ください。「3. 鎌倉地域の漁業」ということで、鎌倉地域の漁業について簡単にまとめてあります。鎌倉漁業協同組合は鎌倉海岸地先の海で、漁業法に基づく共同漁業権漁場の免許を受けて、漁業活動を行っています。同組合の沿革ですが、1960年（昭和35年）に鎌倉地域の二つの漁業団体（坂ノ下漁業協同組合、材木座漁業協同組合）が合併して誕生いたしました。この地域では、ワカメ養殖、シラス船曳網漁、小型定置網漁、刺し網漁などを中心に、沿岸漁業が行われています。主な漁獲としては天然と養殖のワカメ、シラス、イセエビ、サザエ、タコ、ヒラメ、カワハギ、アジ、カマス、イワシ、カツオ、ナマコ、アワビなどで平成20年の漁獲量は162トン、ちなみに腰越漁業協同組合が130.7トン、逗子市の小坪漁業協同組合が128トンとなっています。県内24の漁業協同組合の中で鎌倉漁業協同組合が唯一漁港などの漁業基地を持たない組合となっています。組合員数ですが、平成23年9月現在で56名、うち正組合員27名、准組合員が29名となっています。また、漁業を専業とする方は33名という状況です。鎌倉漁業協同組合では、意欲的な就業希望者であれば、積極的に受け入れる体制となっています。ちなみに正組合員とは、「1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民」、准組合員は「1年を通じて90日を超えない漁業を営み又はこれに従事する漁民」と区別しています。次に登録漁船数ですが、主力漁船は1t未満の船外機船となっています。全体では平成23年9月6日現在で53隻、主力漁船の1t未満の船外機船は砂浜か、砂浜にあるコンクリート製の船揚場に陸揚げしています。動力式漁船はシラス漁に使う2t前後で3隻ありますが、これらは通常、和賀江嶋に係留しており、時化の時には近隣の港へ避難しています。次に、鎌倉地域の現状と課題としては、枠で囲んでありますが「①主力漁船の1t未満の小型船外機船は、砂浜から海へ向かう」「②海浜を利用して漁業活動。通常漁港内で行う作業のほとんどを砂浜で行う。」「③世界遺産登録地区のバッファゾーン（緩衝地帯）。景観への配慮が必要。」「④漁業者の高齢化。しかし、若手漁業者など後継者も着実に育成。」「⑤海岸侵食と養浜対

策。台風等による漁業施設への被害や浜崖の出現。」などが挙げられています。右の写真をご覧ください。写真の左上は、朝の砂浜からの出船の様子です。その右の写真は、浜に置かれた船外機船ですが、普段はこのように自分の浜小屋の前に置かれています。中断の左側は、漁師の直売ののぼりがありますが、坂ノ下海岸での早朝の浜売りの写真です。その右は、冬場の浜の風物詩とも言える、ワカメの天日干し作業を行っている様子です。下の段の左側は、坂ノ下地区の一部の漁船が、台風時に、やむを得ず国道の歩道に避難している様子です。その下の写真は、平成19年7月の台風4号の時の坂ノ下海岸の様子ですが、浜小屋まで波が遡上しています。それでは、4ページをご覧ください。これは、「鎌倉地域の漁港建設に係る経過」を年表形式にまとめた資料です。まず、表の上段は漁業協同組合から市議会へ出された請願、陳情です。昭和28年に当時の坂ノ下漁業協同組合から「坂ノ下防波堤設置に関する請願」が出され、その後、昭和54年から平成22年までに4回の「(仮称) 鎌倉漁港建設促進についての陳情」が鎌倉漁業協同組合から出されています。次に、表の中段から下に、「行政計画上の位置づけ及び変遷」とありますが、鎌倉市では昭和51年に最初の基本構想ができ、昭和55年度に第1次総合計画が策定されました。鎌倉地域の漁港建設については、昭和55年度以降、現在の第3次総合計画まで、事業名は変わっていますが実施計画事業として位置付けられています。また、その間に、3回、鎌倉漁港対策協議会(以下「漁対協」という。)が設置され、鎌倉地域の漁港についての検討が行われています。それでは、5ページをご覧ください。ここで、第1次及び第2次の漁対協について、説明をさせていただきます。先ほど、4ページの年表で大まかな経過を説明しましたが、ここでは昭和28年の請願から平成23年3月の答申までの経過をまとめてあります。これは記載のとおりということで説明は省略させていただきます。その下に、移りまして、第1次漁対協から提案がありました、漁港の位置について記載しています。右側の図をご覧ください。上に「第1次漁対協で示された候補地位置図」があります。資料の6ページに第3次漁対協答申書で検討された候補地案を示した図1がありますが、これと比較できるようにした図が5ページの下図となっています。第1次漁対協では、候補地Aとして「市営プール隣接地の掘り込み式の漁港」、候補地Bとして「市営プールの前面付近」、候補地Cとして「坂ノ下舟揚場付近」という三つの提案がありました。つづきまして、第2次漁対協からの報告ですが、漁港の必要性、漁港の性格、漁港の規模、漁港の位置などについての報告が出されました。概要については左下の「第2次協議会 報告」にまとめてあります。その中で、位置については右側の図で説明しますと、候補地Bから候補地Cにかけての、既存の消波ブロックの突堤を超えない範囲としています。そして、候補地Aは用地が必要な場合に活用を図るのが妥当というものでした。それでは、つづきまして第3次の漁対協について説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。右側の図1をご覧ください。

ださい。漁港の位置につきましては、赤の矢印の範囲内に、Ⅰ案、Ⅱ案、Ⅲ案として検討してまいりました。ちょっと図の解像度が悪く、見づらいですが、背後の市街地の状況を色分けしています。第2次漁対協の終了後に、集合住宅なども多く建設されるなど、背後地の利用状況もかなり変化しています。これらも検討項目として漁対協では、第Ⅱ案を候補地として選定しています。その下の図2をご覧ください。これは、漁業者要望案を基に、漁対協で最低限必要な漁業施設用地を選定して、仮配置したイメージ図です。規模を抑えるため、用地は天日加工場、駐車場、漁具倉庫の用地とし、船外機船用の船揚場、そして動力船が横付けできる物揚場が提案されました。最後に、左側に「※鎌倉地域の漁港建設を進めるにあたって」とありますが、これは答申の最後に書かれているものです。漁業と海の環境保全の関わりの大切さなどについて述べられています。以上、ざっぱくですが、鎌倉地域の海岸の特徴、利用状況、漁業活動の様子、そして、これまで市が取り組んでまいりました内容についての説明とさせていただきます。

#### (第1部質疑応答及び参加者意見)

参加者：9月議会で、WSの運営の在り方についての陳情と、坂ノ下地区の津波対策についての陳情がありました。WSの運営の在り方についての陳情を配布していただきたい。陳情は観光厚生常任委員会で採択されており、参加者が内容を知った上でWSを始めてほしいので、内容について事務局から説明してほしい。また、60年もかかってできなかったものを、5、6回のWSで済まそうと思っている。過去の経緯説明も不足しています。

F T：それらのことも意見として紙に書き出してほしい。

参加者：説明が欠落しては、議論は始められないです。

参加者：なぜ、第1次から第3次の漁対協と長期に及んだのか説明していただきたい。

事務局：第1次漁対協は昭和63年から18回開催しました。協議会では漁港の必要性は認めた上で、建設候補地について協議が行われました。ただし、専門的見地からの議論ができていないため、第2次漁対協において専門家が入った議論を必要としました。第2次漁対協は平成6年から専門家も参加し議論が行われ、漁港施設については一定の結論が出されましたが、市民利用の議論が不十分でした。この時、腰越漁港の改修整備事業も検討されており、それが優先されたことも鎌倉地域の漁港建設が遅れた理由の一つです。平成21年度からの第3次漁対協では、漁港の位置、機能・規模などを協議しました。

参加者：これだけ長期に亘ったのは、反対があったからではないですか。

事務局：反対があったわけではありませんが、検討に時間がかかった上、未成熟な内容でもあり、市民の皆さんにお知らせする機会がありませんでした。

参加者：20数年間、確かに住民意見は求めていなかった。なぜ、今になって数回のWSで済まそうとしているのですか。何をそんなに急いでいるのですか。

事務局：23年度の予算では予備1回を含めて6回の予算を確保しています。必要であれば来年度も予算要求して、WSの継続も考えています。

参加者：なぜ、それを説明していただけないのか。全然スピード感が違う。

参加者：WS開催に関する陳情をどうして説明しないのですか。

－ 事務局から、9月議会 陳情第20号「鎌倉漁港に関するWSの運営についての陳情」を配布、読み上げ －

参加者：せっかくこれだけの人が参加しているのだから、漁港の必要・不必要について一緒に話し合いたいです。

参加者：陳情の添付資料も含めて配布・説明していただきたい。

参加者：これまでに市民に対して漁港の必要性を問われたことはないです。

参加者：漁港は不必要と思っている人は陳情を見たいだろうが、必要と思う人は見たくないと思います。見たい人だけが見れば良いのではないですか。

参加者：参加関係団体を公表してほしいです。次回で良いので参加者名簿を配布してください。

参加者：名簿は特に配布する必要はないです。

F T：名前や立場を公表してほしいという意見に関して、参加者皆さんの考えを聞かせてください。

参加者：立場までは必要ないのではないですか。名前と団体名だけで良いです。

参加者：次回、議事録がいただけるなら、それで構いません。

参加者：市が参加依頼した団体については団体名を記載していただきたい。

参加者：女性の参加者もいるので、名簿の公表は慎重に考えるべきです。公表はやめてはいかがでしょうか。

参加者：税金を使っていることなので、オープンにすべきです。

参加者：そろそろ第2部に入って意見を出し合っちはいかがでしょうか。

参加者：陳情やその説明資料は公式な資料なので、本来は配布すべきだと思う。今後、市は誠意ある対応をお願いします。

F T：色々な意見を言っていたが、その意見を紙に書いていただきたい。問題として取り上げます。

参加者：過去2回の漁対協があったが、承認されなかったのが第3次漁対協が開催されたのではないですか。

事務局：第1次、第2次漁対協からは答申ではなく報告書が提出されました。報告書であるので承認されなかったとか、否決されたというものではありません。平成19年の市議会で鎌倉地域の漁港建設についての一般質問があり、その中で、協議会を立ち上げて検討を始めるとの市長答弁があり、それが第3次漁対協を開催した直接のきっかけです。



## 第2部

### ④ ワークショップ（第2部）の趣旨説明

F T補佐（以下「F T補」という。）の橋本氏が、K J法による意見の洗い出しについて説明を行いました。

### ⑤ 意見の洗い出し（グループ作業）

5グループごとに、各自で自由に意見を出し合い、紙（付箋）に書き出す作業を行いました。

意見の洗い出しの後、グループ作業で模造紙に貼られた代表的意見をF T補が紹介しました。

（主な意見）

ア WSの進め方について。

イ WSの回数はこれでいいのか。

ウ メンバー構成を配慮してほしい。

エ 事前情報を参加者が共有してからでないと議論ができない。

オ 陳情について詳しく知りたい。

カ 漁港を誰が必要としているのかを知りたい。

キ 漁港建設がなぜ長期化しているのは、何が問題なのか。

ク 景観に配慮されているか。

ケ 漁港を造る前提のWSなのか。 など

その後、F Tから、今回のグループ作業で出された意見をテーマ別に整理して、次回提示すること、どのテーマについて話し合うかは、次回協議の上決定することの説明が行われました。

### ⑥ 意見交換

参加者：市からの回答を含め、提出できる資料は次回配布していただきたい。また、意見の整理、議論のテーマの資料はできるだけ事前に配布していただきたい。

F T：できるだけ事前配布としたいが、当日配布になるかもしれない。

## 終わりに

事務局から次回の開催予定、閉会挨拶を行いました。